

行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務仕様書

1 目的

本業務は、学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童に対する通学手段の確保を目的とした行方市スクールバス（麻生小学校コース）の運行業務を行うものとする。

2 業務名

行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務

3 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで 5年間

4 業務内容

（1）業務形態

本市と行方市スクールバス（麻生小学校コース）運行業務委託事業者選定プロポーザルにおける最優秀提案者として選定された事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行に関する契約書を締結し、運行事業者は、道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業（路線不定期運行）の許可を受けて運行を行うものとする。

（2）運行開始手続

運行事業者は、道路運送法第4条に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

手続きに、不測の日数を要する場合は、別途、市及び関係機関等と協議するものとする。

（3）安全運転及び法令遵守の遂行等

；運行事業者は、安全運転及び法令遵守を遂行し、事故発生時は責任ある補償対応をするものとする。また運行苦情等に適切に対応処理をするものとする。なお、運行事業者は緊急連絡体制図を行方市に提出するものとする。

(4) 連絡調整

運行事業者は、本事業を円滑に実施するため、必要な連絡調整を随時実施するものとする。

5 運行形態

(1) 利用者

行方市立麻生小学校の通学手段の確保を最優先とする。児童の安全かつ適正な乗車に支障があると認められる時は、一般利用者の利用はできないものとする。

(2) 車両の使用権限

運行車両は、運行事業者が使用権限を有するバスを使用するものとする。

(3) 緊急時の対応

緊急時には、速やかに適切な対応をすること。

(4) 使用する車両の条件

使用する車両は以下の条件を満たすものとする。

ア バス（定員 11 人以上）に限る。

イ 初年度登録が平成 24 年 3 月 31 日以降であること。

ウ 別紙利用予測の児童が補助席を使用せず、かつ、シートベルトを着用し着座することができること。

(5) 運行ルート

運行ルートについては以下のとおりとする。

ア 現行の麻生小学校スクールバス 8 ルート及び停留所別将来予測を参考に、運行事業者が提案する安全で効率的な運行ルートにより、麻生小学校児童の登下校に必要な運

行を行うこととし、出発地点から到着地点の間に設定された停留箇所に停車し、安全に児童を乗降させるものとする。

別紙「行方市スクールバス（麻生小学校コース）現行ルート」

イ 年度の切り替え等による利用児童数の変更や、道路交通事情の変化等があった場合、麻生小学校通学区域の範囲内において随時運行ルート及び停留箇所を変更するものとする。なお、当該変更に伴い運行ルートの延長、短縮及び停留箇所の増減が発生した場合も委託契約額の変更は行わないものとする。

（６）運行時刻

運行時刻については次のとおりとする。

ア 小学校の登校時刻及び下校時刻を考慮したものとし、概ね午前７時～午前８時、午後２時～午後３時、午後３時～午後４時の１日３便とする。

イ 下校時刻の運行については、午後２時～午後３時に運行するスクールバスが送迎を完了し、当該バスが再度小学校に帰着する時間を考慮した午後３時～午後４時の便の運行時刻の設定とする。

ウ 学校行事に応じた時間及び回数の変更に随時対応するものとし、運行時刻表については、運行事業者と小学校で協議のうえ作成するものとする。

（７）運行日

月曜日から金曜日（国民の祝日、土曜日・日曜日、県民の日、臨時休業日及び長期休業日を除くが、振替授業日、登校日には運行する。）とし、年間 210 日以内とする。

（８）利用料（運賃）

利用料（運賃）については、行方市スクールバス運行に関する条例の定めるところによる。

（９）利用料の徴収

ア 登下校利用者

（ア）利用料の納入義務者は保護者とする。

（イ）利用料は、行方市が徴収するものとする。

（ウ）利用者から徴収した利用料は市の収入とする。

イ 一般利用者

(ア) 利用料は運行事業者が徴収するものとする。

(イ) 利用者から徴収した利用料は、運行事業者から行方市に納付するものとする。

(10) 乗車券の発行

利用者にかかる乗車券の発行は、運行事業者において行う。

(12) 運行に関連する必要な措置

スクールバスの運転者は、必要に応じ児童の車両への乗降の際の援助及び円滑な運行に関し必要な措置を講じるものとする。また、安全には特に留意し、細心の注意を払うものとする。

6 保険契約（任意保険）

運行事業者は、自己の責任において対人（無制限）、対物（無制限）、無保険車傷害、搭乗者傷害、その他必要十分な任意保険に加入するものとする。なお、運行事業者は当該保険証券の写しを行方市に提出するものとする。

7 公募時の提案事項に基づく業務遂行等

(1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき運行業務を行うものとする。

(2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

8 運行経費

(1) 運行経費には、人件費、燃料油脂費、点検費、賦課税、車両導入費、車両修繕費、自動車損害賠償保険料、任意保険料、消耗品、その他業務を受託するのに必要な経費及び消費税を含むものとする。

(2) 運行経費の支払い方法は、契約金額を 55 分の 1 に分割し、8 月分を除く毎月分としてその翌月に支払う。なお、端数が生じた場合は各年度の初回分に加算して支払うものとする。

9 その他

- (1) 履行期間中に運行回数に変更が生じたとき、必要台数の減少が生じた場合は、行方市と運行事業者で協議のうえ、業務内容及び8(2)に定める運行経費の支払い方法について変更するものとする。
- (2) 制度改正や登下校の必要による運行形態の変更等により仕様に変更の必要が生じた場合には、市と運行事業者が協議の上、仕様及び契約内容を変更するものとする。
- (3) 運行事業者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 運行事業者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。
- (5) 運行事業者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (6) 業務の実施については、事業実施年度予算の議決が前提となる。